

直轄災害復旧事業「南予用水地区」の工事完成

— 平成30年7月豪雨により被災した大河内支線揚水機場等を復旧 —

平成30年7月の豪雨により、国営かんがい排水事業「南予用水地区」で造成された施設（大河内支線揚水機場）が被災したことから、直轄災害復旧事業「南予用水地区」として、平成30年8月3日から復旧工事を行っていましたが、令和元年5月9日にすべての工事が完成しました。

【工事内容】

大河内揚水機場の建屋を上流からの土石流が直撃し、建屋内部に設置されていた揚水機場の電気設備等が流出、揚水機場の機能が失われました。

このため、農業用水を送水するための仮復旧として、平成30年10月2日に仮設ポンプを設置し、営農支援のための送水を行い、その間にポンプ設備、揚水機場建屋等の施設を本復旧しました。

- (1) ポンプ設備復旧1式
- (2) 揚水機場建屋復旧1式
- (3) 付帯設備復旧1式

事業名：直轄災害復旧事業「南予用水地区」
工事場所：愛媛県宇和島市吉田町立間地内
総事業費：2億8610万円



【直轄災害復旧事業】

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を、国の直轄事業として実施するもの。

【国営かんがい排水事業「南予用水地区」】

愛媛県南予地域の樹園地7,200ヘクタールに、かんがい用水を供給。平成11年度完了。

関係市町：八幡浜市、西予市、宇和島市、西宇和郡伊方町

主要工事：野村ダム取水塔、導水路6.4km、用水路176km、揚水機場21箇所、貯水池3箇所
幹線水路は南予水道企業団との共同事業

日本農業遺産に 『愛媛・南予の柑橘農業システム』が認定されました

平成31年2月15日、農林水産省は世界農業遺産等専門家会議の評価結果を踏まえ、愛媛県南予地域農業遺産推進協議会が日本農業遺産認定に申請していました『愛媛・南予の柑橘農業システム』を認定地域に決定しました。

申請地域名：愛媛県南予地域（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）
団 体 名：愛媛県南予地域農業遺産推進協議会

本地域には、急傾斜の複雑に入り組んだ海岸線に柑橘園地が広がり、雄大で独特の景観を成しており、厳しい地形条件を克服するため、独自の知恵や工夫、ノウハウなどが存在しています。



愛媛・南予の柑橘農業システム公式サイトより

愛媛・南予の柑橘農業システム
日本農業遺産に認定(公式サイト)
<https://ehime-nougyoisan.jp/>



農業遺産とは・・・

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ※1及びシースケープ※2、農業生物多様性※3などが相互に関連して一体となった、伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を認定する制度です。国連食糧農業機関（FAO）が認定を行う「**世界農業遺産**」（H14～）と、農林水産大臣が行う「**日本農業遺産**」（H28～）があります。

申請地域は、我が国における重要性、申請地域の特徴（世界農業遺産の5つの認定基準に、日本が独自に定めた3つの基準を加えた8つの認定基準）及び保全計画※4に基づき評価されます。

【申請地域の特徴を評価する8つの認定基準】

（1. ～5. は世界農業遺産の認定基準、6. ～8. は日本農業遺産の認定基準）

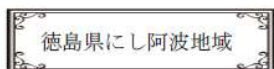
1. 食料及び生計の保障	2. 農業生物多様性	3. 地域の伝統的な知識システム	4. 文化、価値観及び社会組織
申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。	申請する農林水産業システムは、食料及び農業（林業、水産業を含む）にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び習慣」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。	申請する農林水産業システムは、地域を特徴付ける文化的アイデンティティ、風土、資源管理や食糧生産に関連した社会組織が存在すること。
5. ランドスケープ及びシースケープの特徴	6. 変化に対する強靱性	7. 多様な主体の参画	8. 6次産業化の推進
長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。	農林水産業システムを保全し確実に継承していくため、災害等に対する高いレジリエンス（強靱性）を保持していること。	地域住民のみならず多様な主体の参画による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること。	地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。

- ※1 ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それを呈する一つの地域的まとまり
 ※2 シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの
 ※3 農業生物多様性：食糧及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること
 ※4 保全計画：申請地域を維持・保全及び活用していくための計画書

中国四国農政局管内で初めて農業遺産に認定されたのは、徳島県にし阿波地域の『**にし阿波の傾斜地農耕システム**』です。

平成29年3月 日本農業遺産に認定。

平成30年3月 **世界農業遺産**に認定されました！



にし阿波の傾斜地農耕システム

四国中央部の「にし阿波」と呼ばれる徳島県西部の山間部では、場所によっては斜度40度にもなる急傾斜地で、段々畑のような水平面を形成せずに傾斜地のまま農耕し、風雨などで起こる土の流出を草地で採取した敷き草（カヤ）を畑にすき込むことで最小限に抑え、そば等の雑穀や伝統野菜に山菜、果樹など少量多品目を組み合わせる複合経営により、山間地の環境に適応した持続的な農耕システムです。

400年以上にもわたり、この農耕システムが継承されてきたことにより、採草地の多様な動植物や焼畑農法の流れを汲む、日本の原風景ともいえる山村景観、保存食への加工や食文化、そして農耕にまつわる伝統行事なども人々の手で守られ継承されています。



【写真】1. ツチアゲの様子 2. 鍛冶による伝統農具製作の様子 3. そばを粉にせず、実のままで食べる郷土食「そば米雑炊」

平成30年度多面的機能発揮促進事業

中国四国農政局長表彰の受賞者紹介

中国四国農政局では、水路や農道等の地域資源の保全管理、生産条件不利地における農業生産活動等の維持及び環境保全効果の高い営農活動など、農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を支援する事業に取り組まれている組織等を対象に、優良な取組について表彰を実施しています。

本表彰には3部門（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）ありますが、今回は、多面的機能支払の優秀賞を受賞されました香川県三木町の『小蓑猫の手クラブ』と、現在、国営事業化（大規模区画化、排水対策の強化）を目指して調査を実施しています高知県南国市の『稻生環境保全の会』の取組みについてご紹介します。

多面的機能支払交付金制度とは

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

多面的機能支払交付金は、このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

農林水産省農村振興局ホームページ

—多面的機能支払交付金のあらまし（パンフレット）—

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-16.pdf

平成30年度 多面的機能発揮促進事業
中国四国農政局長表彰 優秀賞組織

【多面的機能支払】

こみのねこ て かがわけんみきちょう
「小蓑猫の手クラブ」 (香川県三木町)

(1) 認定農用地面積：24.68ha
(田：16.27ha、畑：8.41ha)

(2) 組織構成：
5集落 (農家44戸、非農家1戸)
農業者、営農組合、小蓑女性クラブにより構成



【地区の概要】

本地区は、香川県木田郡三木町南部に位置し、讃岐山脈に囲まれた標高300m～400mの中山間農業地域です。

減農薬・有機肥料による水稻栽培に取組み、直販するほか、キャベツやブロッコリー、玉ねぎの契約栽培を積極的に行っています。

H19年度に周辺5集落で本活動組織を設立し、地区内の集落営農組織 (山南営農組合) が中心となって農地、農業用施設の保全管理を計画的に実施しています。農道の草刈りや水路の泥上げ等の保全活動に取り組むことにより、地区の連帯感や活性化の醸成・促進が図られています。

【主な取り組み内容】

- 農家が中心となっていた基礎的保全活動 (農用地、水路、農道、ため池の草刈り) は、非農家や地区外からの協力者の参加も増加し、年間4～5回を全員参加型で実施しています。地区では過疎化に伴い、地域活動への参加者が減少していましたが、集落営農組織が幅広く呼びかけを行った結果、現在では地区外からも多くの構成員が活動に参加しています。
- 農業施設の補修・更新は、要望箇所を調査・整理したうえで、関係機関との協議により採択要件や機能診断の結果に応じて優先順位を決定して実施しています。また、施設設計から施工・管理に至るまで全て有資格 (技能) 者の構成員が直営施工しており、施設の維持管理に対する意識が醸成されています。
- 小蓑女性クラブを中心に遊休農地等を活用して「ズイナ」※を植栽するほか、シバザクラなど景観作物の植栽を継続しており、豊かな農村風景の保全活動として地域に定着しています。

※ズイナ：体内に希少糖を含む植物。本地区に希少糖の里「小蓑」として県の希少糖研究施設があることに由来。



農地畦畔の草刈作業



直営施工による農道舗装



ズイナの植栽

平成30年度 多面的機能発揮促進事業
中国四国農政局長表彰 優秀賞組織

【多面的機能支払】

いなぶかんきようほぜんかい こうちけんなんこくし
「稲生環境保全の会」 (高知県南国市)

(1) 認定農用地面積：101.59ha
(田：95.94ha、畑：5.65ha)

(2) 組織構成：
11集落 (農家98戸、非農家7戸)
農業者、小学校 (PTCA※)、消防団
により構成

※学校保護者会 (PTA) を中心に地域=コミュニティ
(C) を追加した組織



【地区の概要】

本地区は、高知県南国市の平地地域に位置する香長平野の二期作の発祥地で、稲作が盛んです。

今後、国営ほ場整備事業による大規模区画化と排水対策の強化が実施される予定で、事業完了後は、地区内の担い手への集積だけでなく、地区外からの新しい担い手の参入も期待されています。

約70年が経過した農業用施設の早急な老朽化対策や、小学校や公民館の周辺を稲生地区の文化の中心として環境美化を図りたいとの意向から、H20年度に本組織を設立し、継続的な活動を続けています。

【主な取り組み内容】

- 毎年4月に実施する点検・機能診断の結果を踏まえて、協議によって優先順位を決定して施設の補修や更新を実施するほか、農用地・水路・農道の草刈りや、泥上げを実施しています。
- 小学校の周辺農地 (10a程度) にヒマワリや菜の花を、小学校の周辺農地も含めた農地周り (1ha程度) にコスモスを植栽しています。
- ホタルの放流や水路周りへの植栽など生息環境整備をしたり、有識者を招聘しての講演や、一般の人も含めての鑑賞会を実施したりしています。
ホタルの飛び交う光景が蘇ったことを喜ぶ声も聞かれていて、農村環境保全活動を通じて農村環境に対する関心や良好な環境を今後とも守っていかうという意識が高まっています。
- 非農家構成員の参加率の低さが課題となっていたため、PTCAを巻き込んだ組織運営や、メッセージアプリを活用した円滑な情報共有を図ることで、現在では参加率が大きく上がっています。



水路の泥上げ作業



植栽活動



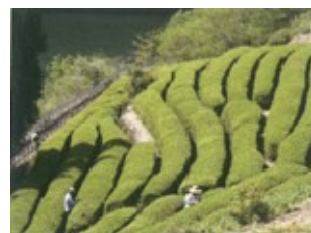
ホタルの生息環境整備

国営地すべり対策事業（高瀬地区）が完了しました

平成31年2月19日（火）、高知県仁淀川町「秋葉の宿」にて国営地すべり対策事業高瀬地区の完工式が執り行われました。

高瀬地区は、高知県吾川郡仁淀川町に位置する中山間地域で、茶の生産が農業の主体となっています。

本地区は平均年間降水量が2,800mmにも及ぶ多雨地域です。また、泥質岩類等が広く分布しており、昔から地すべりが多く発生してきた地域です。



地区内の営農（茶）



地すべりにより発生した亀裂や沈下



地すべり対策（アンカー工）

国営地すべり対策事業（高瀬地区）では平成16年度から、農地や農業用施設などの生産基盤及び家屋や公共施設などの生活基盤を保全するとともに、仁淀川下流地域への農業用水や水道用水への被害を防止するため、地すべり防止に必要な対策工事を実施しました。

地すべり防止区域	71.9ha（高知県吾川郡仁淀川町高瀬）
地域外被害想定区域	2,400.3ha（高知市、土佐市、吾川郡いの町）
主要工事計画	抑制工（承水路工、排水路工、水抜きボーリング工、集水井工、排水トンネル工） 抑止工（アンカー工、鋼管杭工）
総事業費	99億円（平成30年度時点）
工期	平成16年度～平成30年度

式典では、地元を代表して高瀬地区直轄地すべり対策事業推進協議会の大石会長（仁淀川町長）より、大浦中国四国農政局長に対して感謝の御言葉を頂きました。



大浦久宜中国四国農政局長式辞



大石弘秋仁淀川町長謝辞

四国土地改良調査管理事務所の体制

四国土地改良調査管理事務所は、平成31年4月現在、**6課1支所体制**となっています。

事務所本所は香川県丸亀市にあり、所長、次長ほか**庶務課、企画課、調査課**の職員が在籍しています。

計画課は高知県香美市にある**南国分室**に、**保全計画課**は愛媛県松山市にある**松山分室**に、**保全整備課**は香川県坂出市にある**坂出分室**にそれぞれ職員が在籍しています。

このほか施設機能保全事業の工事を実施している**南予用水支所**があり、**松山分室**と同じ建物内に在籍しています。

庶務課

- ・人事、文書、職員の福利厚生
- ・経費及び収入の予算、決算及び会計、職員の給与、旅費
- ・国営造成施設に係る権利保全のための用地測量業務等

企画課

- ・国営土地改良事業の実施に係る調査及び計画を企画関係機関との連絡調整等
- ・国営土地改良事業によって造成された施設の水利権更新
- ・国営土地改良事業の実施に関する水利調整等に必要な調査・計画
- ・国営土地改良事業によって造成された施設の保全に必要な調査、監視、保全計画、技術支援、機能診断
- ・防災に関する情報システムの整備、管理

調査課

- ・地域計画、経営計画の調整、経済効果の測定及び他事業との共同費用の振り分け等
- ・国営土地改良事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、土地利用計画及び営農計画の作成等
- ・国営土地改良事業の事後評価

計画課（南国分室）

- ・高知南国地区の農業の生産性向上、優良農地の確保等を図り、総合的な地域の活性化に向けた国営緊急農地再編整備事業の実施のため、営農計画、用水計画、効用等に関する調査を実施、土地改良事業計画を作成。

保全計画課（松山分室）

- ・道前道後地区の農業の生産性向上、生産基盤の改善等に向けた国営かんがい排水事業の実施のため、営農計画、用水計画、効用等に関する調査を実施、土地改良事業計画を作成。

保全整備課（坂出分室）

- ・吉野川北岸地区の農業の生産性向上、生産基盤の改善等に向けた国営かんがい排水事業の実施のため、営農計画、用水計画、効用等に関する調査を実施、土地改良事業計画を作成。

南予用水支所

- ・施設の維持管理の軽減及び農業用水の安定的供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定のため、国営施設機能保全事業「南予用水地区」の長寿命化対策を実施。

